

22監査公表第20号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成22年9月13日に福岡市長から行政監査の結果に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成22年12月9日

福岡市監査委員	おばた	久	弥
同	黒	子	秀勇樹
同	石	井	幸 充
同	大	松	健

1 監査報告と措置の件数

22監査公表第9号（平成22年5月6日付 福岡市公報第5730号公表）分

平成21年度行政監査「福岡市公共施設案内・予約システムを利用した公共施設の利用について」・・・2件

監査の結果に関する報告に添えて提出する意見・・・1件

2 講じた措置の内容 以下のとおり

22 監査公表第9号（平成22年5月6日付 福岡市公報第5730号公表）

1 住宅都市局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>ア 体育館が受け付ける公園施設の利用 （公園管理課）</p> <p>(イ) コミネット非登録者に係る公園使用料の債権管理</p> <p>施設使用料については、コミネットの登録者、非登録者にかかわらず、個別の施設予約状況及び利用状況を把握し、市の歳入として収入すべき額を調定しなければならない。また、未納の使用料がある場合は督促等を行い、適切な債権の管理を行わなければならない。</p> <p>しかしながら、コミネット非登録者に係る公園施設の使用料において、各体育館が各申請の受付時に作成し、送付された調定収入簿を、確</p>	<p>指摘後は、公園管理課が調定収入簿（写）を保管し、収入すべき額を確実に確認できる方法に変更している。</p> <p>また、滞納者に対し督促を行い、未納の使用料徴収に努めている。</p>

<p>認後体育館に返送し保管しておらず、収入すべき額を把握していなかったため、未納額も把握していなかった。またそのために、非登録者の使用料については収納された額のみを平成20年度決算に計上しており、決算に計上すべき収入未済額の一部を計上していなかった。</p> <p>収納すべき使用料を適切に把握するために、使用料の調査は確実にを行い、正確な調定額を決定する必要がある。また、適切に使用料を納付している他の利用者に対する公平性の観点からも、滞納者や滞納状況等の把握を行い、滞納者に対しては記録を取りながら督促等を行って、未納の使用料徴収に努められたい。</p>	
--	--

2 博多区（市民局・教育委員会関連）

監査の結果	措置の状況
<p>ア 博多市民センターの利用 （博多市民センター、市民局公民館支援課・教育委員会生涯学習課関連）</p> <p>(ア) ホール予約取消に伴う附属設備使用料徴収と還付</p> <p>市民センターホールの利用において、利用者が利用日前1ヵ月を切って利用取り止め届を提出した場合、又はコミネットにより利用の取り止めに申し出た場合は、福岡市立市民センター条例施行規則で使用料を徴収し、還付しないことを定めており、ホール使用料とホール附属設備使用料の徴収や還付についての取扱いを区別していない。そのため、ホール使用に合わせて附属設備が予約されたが、利用日前1ヵ月を切って取り止め届が提出された場合等でホール使用料を徴収し還付しない場合は、</p>	<p>市民センターの附属設備使用料の取扱いについて、規則と実態の乖離を是正するため、関係部局で協議を行った。</p> <p>その結果、本年度中に福岡市立市民センター条例施行規則を一部改正し、附属設備使用料の還付についての規定を設けることとした。</p>

<p>既に予約されているホール付属設備使用料も同様に取り扱わなければならない。</p> <p>しかしながら、博多市民センターにおいて、運用上の取扱いとして、1ヵ月を切って取り止め届が提出された場合等のホール使用料とホール付属設備使用料の取扱いを区別し、ホール使用料はキャンセル料として全額を徴収し還付しないが、ホール付属設備使用料については事前申込みがあっても、実際の利用がないので徴収しない、また徴収済の場合は還付するという取扱いを従前から行っており、規則と実態が乖離していた。</p> <p>使用料という利用者である市民の利害に密接に関わることについて、ルールと実態が一致していないことは好ましくなく、福岡市立市民センター条例等を所管する教育委員会生涯学習課を含む関係部局間で協議を行い、利用者の利便性、納得性、事務の合理化、さらに公平性等を総合的に勘案の上、整理されたい。</p>	
---	--

(監査の結果に関する報告に添えて提出する意見)

より利用される施設、より活用されるコミネットとなるために

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>福岡市公共施設案内・予約システム(コミネット)は、様々な目的をもって設置された、市民が異なる目的でサークル的な利用を行うホール等の文化施設や屋内、屋外のスポーツ施設等の公共施設利用に関して、施設案内や空き状況提供、抽選申込み、抽選、利用申込み、利用料の口座振替を一体的に行うシステムである。</p> <p>コミネットは、一旦利用者として登録</p>	<p>福岡市公共施設案内・予約システムを利用している公共施設の関係者に対して各々の役割を再確認するうえで事業全体の推進体制について明確に定め、周知徹底を図った。</p> <p>システム所管課、施設所管課及び主要施設管理者による検討会を設置し、情報共有や諸課題の改善に向け検討を行っているところである。今後も、定期的に検討会を開催し、各施設がより多くの市</p>

すれば、インターネット等で自ら、それぞれの施設利用に係る手続きを行えるので、抽選申込みや利用申請等のために事前に施設窓口を訪れる必要がなく、施設使用料も1ヵ月利用分がまとめて翌月に金融機関の口座から引き落とされるので、利用する市民にとって便利なシステムとなっており、市民にも定着している。また施設の管理運営を行う指定管理者等の職員や施設所管課の職員にとっても、申請受付関係の業務が軽減され、コミネットの登録者と非登録者の施設利用に係る情報を一体的に管理できるため、効率的な業務を行う上で欠かせないシステムとなっている。

今回の行政監査において、前記「第8監査結果」に記載したとおり、様々な検討を要する事項が見受けられたが、平成9年12月のコミネット利用開始から12年が経過して、市民の施設利用やコミネット利用の形態、利用者としての意識が変化してきたことや、平成16年度以降本市の施設においても指定管理者制度が順次導入されたことに伴って、施設の管理運営形態の変更等が行われ、事務処理方法等の変更があったことも、背景にあると考えられる。

今回、検討を要するとして提示した事項の中には、施設の管理運営を行う複数の指定管理者や施設所管課の職員によって課題だと意識されていた事例もあったが、両者の情報共有が十分ではなかったり、意識の差があった状況も見受けられた。各施設の管理運営を行う指定管理者等の職員は、主体的に業務に取り組んでいたが、具体的な業務について、施設所管課の職員と十分な意思疎通が行われていない事例も見受けられた。また、コミネットには市役所の多くの所管部門が関

民にとって利用しやすい施設となるように、また福岡市公共施設案内・予約システムがより多くの利用者に活用されるシステムとなるよう、見直しに取り組んで行く。

(総務企画局情報化推進課)

わっていたが、システム運用を担当する部門とシステムを利用している様々な施設所管部門の連携が十分に行われていない状況もあった。

一般的に、コンピューターシステムが介在し、関係課が多数ある業務の見直しを行うためには、大きなエネルギーを要する。多くの施設所管課において、その管理する施設の数も多く、管理運営業務の内容も、それぞれの施設の維持管理や運営全般となっているため、日々の業務に忙殺されている状況で、見直しに着手されていないという状況もうかがえた。

しかしながら現状においては、施設利用者にとっても施設を管理運営する職員にとっても、コミネットを利用した公共施設の利用に関して、解決が求められる様々な課題がある。課題解決には一時的にエネルギーを要するが、日常業務の軽減に資するものもある。課題解決のための関係所属による推進体制を明確に定め、前記「第8 監査結果」に記載した事項等について、集中的な見直しを行いたい。

それぞれの施設がより多くの市民にとって利用しやすい施設となるように、またコミネットがより多くの市民に活用されるシステムとなるように、見直しに取り組みたい。